

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項 (要項名)	議決内容等	制度の現状	指定区域・指定特区・指定特別区の番号・名称	求めの措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	情報の分野	希望の分野	各府県庁からの要望に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	情報の分野の整理	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案年度 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の名称・関係 府庁名
012010	緊急の危機に対応するため、迅速な対応が可能な迅速対応緊急自動車として指定	道路交通法第36条第1項第1号	緊急の危機に対応するため、迅速な対応が可能な迅速対応緊急自動車として指定		有償自動車保有し、分岐に際する緊急自動車として指定	有償自動車保有し、分岐に際する緊急自動車として指定	C	C	緊急自動車については、緊急時での必要性と道路における優先順位を踏まえ、迅速な対応が可能な迅速対応緊急自動車として指定し、有償自動車保有し、分岐に際する緊急自動車として指定する必要がある。また、緊急時での必要性と道路における優先順位を踏まえ、迅速な対応が可能な迅速対応緊急自動車として指定し、有償自動車保有し、分岐に際する緊急自動車として指定する必要がある。また、緊急時での必要性と道路における優先順位を踏まえ、迅速な対応が可能な迅速対応緊急自動車として指定し、有償自動車保有し、分岐に際する緊急自動車として指定する必要がある。	緊急自動車については、緊急時での必要性と道路における優先順位を踏まえ、迅速な対応が可能な迅速対応緊急自動車として指定し、有償自動車保有し、分岐に際する緊急自動車として指定する必要がある。また、緊急時での必要性と道路における優先順位を踏まえ、迅速な対応が可能な迅速対応緊急自動車として指定し、有償自動車保有し、分岐に際する緊急自動車として指定する必要がある。	C	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見			1 0 2 0 1 0	警察庁 国土交通省	警察庁 国土交通省	
012020	有償自動車の特種用途の指定	道路交通法第44条第4項	有償自動車の特種用途の指定		有償自動車の特種用途の指定	有償自動車の特種用途の指定	D	D	有償自動車の特種用途の指定	有償自動車の特種用途の指定	D	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見			1 0 3 0 0	警察庁 国土交通省	警察庁 国土交通省	
012030	歩行者が安全に通行するための車道整備	道路交通法第4条第1項	歩行者が安全に通行するための車道整備		歩行者が安全に通行するための車道整備	歩行者が安全に通行するための車道整備	D	D	歩行者が安全に通行するための車道整備	歩行者が安全に通行するための車道整備	D	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見			1 0 4 0 0	警察庁 国土交通省	警察庁 国土交通省	
012040	自動車の保管場所の確保	道路交通法第11条第1項	自動車の保管場所の確保		自動車の保管場所の確保	自動車の保管場所の確保	C	C	自動車の保管場所の確保	自動車の保管場所の確保	C	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見			1 0 5 0 0	警察庁 国土交通省	警察庁 国土交通省	
012050	歩行者が安全に通行するための車道整備	道路交通法第4条第1項	歩行者が安全に通行するための車道整備		歩行者が安全に通行するための車道整備	歩行者が安全に通行するための車道整備	C	C	歩行者が安全に通行するための車道整備	歩行者が安全に通行するための車道整備	C	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見			1 0 2 0 0	警察庁 国土交通省	警察庁 国土交通省	
012060	歩行者が安全に通行するための車道整備	道路交通法第4条第1項	歩行者が安全に通行するための車道整備		歩行者が安全に通行するための車道整備	歩行者が安全に通行するための車道整備	C	C	歩行者が安全に通行するための車道整備	歩行者が安全に通行するための車道整備	C	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見			1 0 2 0 0	警察庁 国土交通省	警察庁 国土交通省	
012070	歩行者が安全に通行するための車道整備	道路交通法第4条第1項	歩行者が安全に通行するための車道整備		歩行者が安全に通行するための車道整備	歩行者が安全に通行するための車道整備	C	C	歩行者が安全に通行するための車道整備	歩行者が安全に通行するための車道整備	C	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見			1 0 8 0 0	警察庁 国土交通省	警察庁 国土交通省	

